

書 評

竹 前 栄 治

『戦後労働改革』

—GHQ 労働政策史—

東京大学出版会 1982.4 xi+452+22 ページ

本書の内容と意義

「本書は戦後労働改革に重要な役割を果たしたと思われる GHQ(連合軍総司令部)の労働政策の実態——政策決定過程とその実施過程——を分析し、その今日的意義を問うものである」と著者は本書の「はじめに」で述べている。著者は GHQ の労働政策の時期を(1)占領開始期(1945・8~1946・1)、(2)民主化推進期(1946・2~1946・12)、(3)占領政策転換期(1947~49)、(4)占領「終結」期(1950~52)の4期に区分し、本書のⅡ~Ⅴをそれぞれの時期における労働政策の分析にあてている。これに加えて、占領政策としての対日労働政策の決定過程、決定・実施機関、極東委員会の分析を「ワシントンにおける政策決定」と題してⅠに置き、また著者の評価を「戦後労働改革と GHQ——むすびにかえて」と題してⅥに叙述して本書をしめくくっている。さらに末尾には本書理解のための重要な資料が添付されている。

本書の特色は GHQ の労働政策について重要な政策ごとにその形成過程を GHQ 内の動きにしぼって解析するという方法を採用しているところにある。そこでⅡでは産報解散、労働組合法、生産管理、Ⅲでは労働諮問委員会、労働関係調整法、労働基準法、労働バージ、第2次読売争議、Ⅳでは2・1ゼネスト禁止、労働省設置、国家公務員法改正、労働組合法改正、Ⅴでは総評結成、レッド・パーズの項目を取り上げている。ほとんどの場合に項目間の脈絡はないので、独立の項目として読む方がよい。

GHQ 労働政策の研究は著者がライフ・ワークとするところであり、1970年には『アメリカ対日労働政策の研究』(日本評論社)と題する大著を発表し、日本の識者を瞠目させた。その後も著者は公開が開始されたアメリカ国立公文書館、日本の外務省外交史料館の資料に取組みを始め、さらに占領行政関係者の聴取り調査を丹念におこない、失明に近い逆境にもかかわらず、前著作を一新する大著として本書を刊行した。歴史研究者としての著者の姿勢はまことに専門研究者にふさわしく、資料を

基礎として展開する本書の内容には磐石の重みがある。

本書の中でとくに注目すべき部分は次のとおりである。第1にⅠの中でアメリカ本国および占領軍の出先機関における対日占領政策の決定の部分は前著で約半分の紙数がついやされていたが、本書ではこの部分の使用資料が1次資料に変わり、より明確になった。この部分は本書の金字塔である。第2に、著者が「はじめに」で述べているように、Ⅲの中の労働バージ、Ⅳの労働省設置についての GHQ の動きは本書によって初めて解析された部分である。第3にⅣの国家公務員法改正、労働組合法改正、Ⅴの総評結成、レッド・パージについては前著作で分析対象とされているものの簡略に過ぎていたが、本書では1次資料をベースとした本格的な解析がおこなわれている。

本書における著者の明確な問題意識はⅥの冒頭にあられており、これは前著にはない。すなわち、GHQ の占領政策が日本の歴史に連続性・非連続性のどちらの効果をもたらしたかということである。この問題意識を著者がもったために、本書ではⅠの冒頭においてアメリカの労使関係制度についての著者自身の解釈を設定しておく必要があったと見ることが出来る。著者は GHQ 労働政策の基本的内容として1. 労働保護(労働基準法、雇用関係)、2. 労使関係(労働運動助長、労使関係制度)、3. 労働行政・労働統計・労働教育技術の3つをあげ、その連続性・非連続性を検討した上で、最も非連続性が強い労使関係政策から最も連続性が強い職業安定行政まで種々の濃淡はあるけれども、占領軍権力が存在しなければ実現できないような非連続的側面をより強くもっていたと結論づけている。

この非連続的側面とは著者によれば封建的・前近代的労使関係から自由主義的・近代的労使関係への飛躍である。このことは上述の GHQ 労働政策の基本的内容にすべて「近代的」の名称が付されていることから明らかであるが、この視点は各章で検討される個々の項目に対する著者の評価においてもつらぬかれている。例えば1946年6月の第2次読売争議についても、従来の説とはことなり、「封建的・前近代的労使関係から自由主義的・近代的労使関係への過渡期における金字塔であった」(153ページ)と位置づけていること、また1947年の2・1スト禁止についても「いわゆる体制内の枠組=『改良の道』の中で、近代的労働関係を基調としつつ、そこから発生する紛争が『占領下』という特殊条件、つまり『治安』対策上、およびマッカーサーの中間選挙出馬の前に占領軍最高司令官としての手腕・権威を内外に示してお

く必要上、放置しがたくなり、ついに禁止に踏み切ったとみた方がよい」(170ページ)と述べ、2・1スト禁止の時点では初期対日労働政策の基調には変化はなく、「2・1スト禁止については、従来、占領政策が反動化する転換点とされる通説があるが、GHQの内側からみればかぎりこれはあたらぬ」(83ページ)と述べていること、などにあらわれている。

本書をめぐる問題点

本書の意義は上述のとおりであって戦後日本の労使関係の研究にとって必須の文献となったことは疑いをいれない。そのことを強調した上でなお若干の問題点を述べておきたい。第1には、著者の分析方法の問題があげられる。前述のとおり、著者は対日労働政策の基調として「近代的・自由主義的労使関係」をあげ、その根拠としてアメリカ的労使関係をあげるのだが、実は本書の中で著者はもう1つの分析方法を使用している。それは「国家独占資本主義の労働政策」という視点である。この視点はIVの1949年の労組法・労調法改正の分析の最後に突然にあらわれ(286~290ページ); それきりで消えており、本書の結末としての「労働政策の今後の課題」(399~401ページ)でも全くふれられていない。本書の叙述が一次資料に即した精密な性質をもっているだけに読者は著者の方法論についてとまどいを感じざるをえないのである。

第2には、著者は「入力」という用語をふんだんに使用するのだが、この用語の定義は本書ではおこなわれていない。この用語は前著作の結章における「対日労働政策決定をめぐる『入力』と『出力』」と題する節で説明されており、入力=影響力とされている。ただしこの節では「出力」の定義はない。仮に入力、出力をシステム用語として使用するつもりであればシステム論に沿った精密な定義が必要であるし、そうでないのであれば影響力とか作用という用語を使っておく方がよいとおもう。入力という用語を使用すればすぐに変数と計量検定を問われることになる。

以上は本書の方法についてであるが、本書に教えられた上で残る歴史的事実の問題がある。これらは著者の責任でないことはもちろんであり、本書を基礎として研究が進められるべきことがらであるが、余りにも多く、この書評のスペースではつくせないで1つ2つを述べておくとどめる。第1に、生産管理の展開について著者はカルピンスキー労働課長がこれを支持したことをあげており、続いて末弘巖太郎教授の生産管理法論の強い

影響力のことを紹介しているが(88~9ページ)、大森実『赤旗とGHQ』(講談社)によればカルピンスキー課長は徳田球一、志賀義雄氏を呼んで「石炭を掘ってくれ」と依頼した。当時、徳田氏は北海道美唄の三井・三菱鉱業所に生産管理指令を出していたという(145~6ページ)。この事実を著者は取り上げていないのだが、この時期には重要な事実であったのではなかろうか。

第2に、2・1スト禁止に関連して著者は前年の国鉄の9月闘争において徳田球一氏を始めとする日共指導部や産別会議指導部は輸送・通信・引揚業務などにおけるストライキが占領目的違反(SWCC-92/1, 1945年12月8日決定)としてGHQが許すものではない「ということを知っていたのではないかと思われる節がある」(160ページ)と記している。著者は述べていないが、徳田・志賀両氏はGHQにひんぱんに入入りしていたとされており、著者の推測は妥当だともおられる。それならばなぜあらかじめGHQの禁止が明らかに予想される2・1ゼネストを計画し決行直前までもっていったのであろうか。この点についての検討の結着は戦後労働運動史の通説をゆるがせることになるかもしれない。

2・1スト直前の歴史は全く「藪の中」である。最近刊行された今井一男『実録占領下の官公労争議と給与』(財務出版)で公開された「超特ダネ」によれば1月16、7日ごろ吉田首相はマッカーサーと会い、2・1ストについて事前に話をつけておいたといわれる。本書によれば1月16日にはマッカーサーはゼネスト中止命令を公式文書によらないで口頭で内面指導をするように命じている(162ページ)。ここでGHQは正式にゼネスト中止を日本の労使に開示することに踏み切るものであり、その意味では「超特ダネ」は真の意味で超特ダネであろう。

著者は本書を「著者の全力投球というべき作」と位置づけている。本書が今年度の日本労働協会の労働関係図書優秀賞にえられたことに祝意を表明したい。「受賞の欲び」の中で著者は今後の取組みの課題への数多くの抱負を述べている。著者の身体の自愛を望みつつ今後の研鑽に大いに期待したいとおもう。〔津田真澄〕